

# 食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

<https://www.ofsi.or.jp/>

2025

3月号

No.351

## I N D E X

- 巻頭言 ②
- 第34回 優良経営食料品小売店等表彰事業受賞店決定 ④
- 〈国土交通省〉  
物流の「2024年問題」に対応するための  
物流改正法の一部が4月1日から施行されます ⑤
- 〈農林水産省〉  
「2024年の農林水産物・食品の輸出実績」が  
取りまとめられ、2月4日に公表されました ⑥
- 〈厚生労働省〉  
改正育児・介護休業法が4月1日から段階的に  
施行されます ⑦
- 〈商工中金〉  
商工中金景況調査（2024年11月調査・定例分）  
の公表について ⑧



第12回食品産業もったいない大賞表彰式典 受賞者の皆様  
(令和7年1月31日表彰式開催 於：内幸町ホール)

# 巻 頭 言

トランプ大統領は10日、すべての国からの鉄鋼とアルミの輸入に対しそれぞれ25%の関税を課す大統領令に署名した。トランプ大統領は昨年の大統領選の最中から関税を外交的手段として使うことを表明してきた。この鉄鋼とアルミに対する関税賦課は、カナダとメキシコに対する25%の関税に続くものである。鉄鋼やアルミに対する米国の関税賦課が我が国の鉄鋼やアルミ産業に及ぼす影響だけでなく、世界の同産業に対する影響、ひいては世界経済全体に対する影響が懸念されているところである。

私自身はトランプ大統領による関税の発動に対する懸念もさることながら、もっと大きな心配をいっている。というのは、現在のアメリカの状況を見ていると、アメリカという社会自体が、あるいはアメリカと言う国家自体が壊れてしまうのではないかということである。

その象徴的な出来事として、トランプ政権が発足後矢継ぎ早に大統領令を出し、予算執行の差し止め、DOGE（政府効率化省）による財務省の支払いシステムへのアクセス、USAID（国際開発庁／米国の海外援助機関）職員の解雇などを行っているのに対し、裁判所が差し止めを命じたところ、バンス副大統領が裁判官には大統領の行政判断に介入する権限は無いと発言したことがあげられる。

財務省の予算支払いシステムに対するアクセスの一時差し止めをはじめ一連の司法の判断が党派的な動きであったかどうか、あるいは十分な法的根拠を持っているかという議論はあるようであるが、副大統領という政府のナンバーツーが頭から司法の判断を否定し、トランプ政権自身が裁判所の命令に従わない動きを見せていることの意味合いは大きい。ただ、ここまでの状況はある意味では米国内での行政に対する司法のチェックが機能しているといえるかもしれない。

問題は、差し止め判断をした判事はほとんど民主党寄りの裁判官であり、これらの判断が最高裁に持ち込まれば、最高裁はトランプの一期目の大統領時代の一連の任命により保守派が多数を占めており、判断が覆る公算が高いということである。すなわち、司法もトランプ政権の動きの多くを止めない可能性が高いということである。

また議会は、一律に外国の輸入品に関税を課したり、一部の政府を閉鎖したりする一連の動きに対し十分にチェック機能を果たしていない。例えば、民主党議員がイーロン・マスクを議会に招聘して一連の動きを問いただそうとする動きに対し共和党議員がこれをブロックしている。共和党議員、特に下院議員はトランプ支持者が多く、トランプに見捨てられることを危惧して、トランプ大統領のあるいはその指示を受けたイーロン・マスクなどの違法な恐れのあるあるいは憲法違反の恐れのある行動に対して、さらに議会在承認した予算の執行を意図的に停止する行動に対して、何ら有効な手段を講じていないという状況にある。

言ってみれば、議会はその権限を一片の大統領令で蹂躪されているのを、指を咥えて見ている有様である。予算の執行停止のみならず、制定した法律が正面から否定され、憲法上議会に属す

る関税政策の権限も真っ向から無視されているのに共和党議員に至っては、自らに与えられた立法府としての権限を行使しないばかりか、進んで容認しているかに見える。

誤解を恐れず言えば、この連邦議会の状況はいくつかの独裁国家における翼賛議会の状況と似てきているのではないか。

トランプ大統領のこのような動きに対して、識者には来年の中間選挙においてトランプ政権が信任を受けるかどうかによってその動向が大きく変わり得るといふ人が多い。ただ選挙を管理する各州の議会等では、極めて党派的な選挙制度の改変が試みられているという状況にも注意する必要がある。

もう一つ私が大きな懸念を抱いているのが、2020年1月6日の議会襲撃事件で起訴され、有罪になった者や起訴され訴訟中の者が大量に恩赦を受けたことやバイデン政権下の政府高官が警護の対象から外されるような動きである。議会襲撃事件の有罪者等の恩赦に対して命をかけて議会を守ろうとした警察官やその家族が強い憤りを表明している。このトランプ大統領による大量恩赦は、米国の統治機構に対する国民の信頼を大きく揺るがすことになるだけでなく、警察官やその家族に身の危険を感じさせる動きである。また、言わずもがなながら警護を外された人の不安は極めて大きいものがあると思う。政府の役人は大統領に従わないと自分もこういう仕打ちをされると思うだろう。これは、どこかの独裁国家のやり方と酷似しており、米国はいわゆる恐怖政治の入り口に來ているのではないかと心配だ。

こういう状況を見ていると、アメリカは三権のチェックアンドバランスが十分機能しなくなりつつあるのではないか。司法もトランプ大統領が握り議会も支配してしまえば、だれも大統領の動きを制御できなくなる恐れがある。大げさに言えば米国の統治機構が壊れてしまうという恐れである。

米国政治は振り子のように一方に振れると次には反対に振れるといわれる。識者がいつも口にするこの米国社会の復元力が失われつつあるのではないかと心配を持つのは私だけであろうか。今回ばかりはちょっといつもと違うのではないか、大げさに言えば、米国はその社会の求心力が失われ、今や遠心力が働いて社会自体が破壊されていくのではないかと危惧している。トランプ大統領による鉄鋼アルミに対する関税賦課はその予兆に過ぎず、一過性のものではなく、トランプ大統領が去った後も同じようなことが繰り返されるといふリスクを、我々は眼前にしているといふことを認識すべきではないだろうか。そうなったときの世界全体へ及ぼす影響は鉄鋼・アルミ関税の影響の比ではない、と思う。

私の心配が杞憂に終わることを祈っている。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構  
会長 村上秀徳

## 第34回 優良経営食料品小売店等表彰事業受賞店決定

当機構では、農林水産省及び日本経済新聞社、そして日本政策金融公庫にご後援いただき、「優良経営食料品小売店等表彰事業」を実施しています。

この事業では、経営内容、仕入の工夫、販売促進、店舗管理、コスト削減、情報管理、人材育成等に焦点をあて、斬新な経営技術と業種の特性を発揮し、地域社会に密着しつつ収益性と成長性の高い経営により業績を上げている食料品小売店や商店街を発掘のうえ、表彰を行っています。

このたび2回の審査委員会を経て、下記各賞合計28点の受賞が決定しました。

表彰式典については、令和7年2月27日（木）に東京都新宿区ホテルグランドヒル市ヶ谷にて執り行われました。

各店舗の経営ノウハウデータはホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

### 第34回 優良経営食料品小売店等表彰 受賞店

（敬称略・屋号略）

#### 農林水産大臣賞（3店）

業種	店舗名	代表者名	店舗所在地
専門食料品小売業（青果・果実加工品）	株式会社果実工房新SUN	中島 新太郎	佐賀県佐賀市
専門食料品小売業（鮮魚）	有限会社渡辺鮮魚店	小嶋 修平	新潟県新潟市中央区
専門食料品小売業（パン）	山から株式会社	柳沼 陽介	新潟県東蒲原郡阿賀町

#### 農林水産省大臣官房長賞（6店）

業種	店舗名	代表者名	店舗所在地
専門食料品小売業（食肉）	株式会社エーエムシー	山下 盛雄	兵庫県姫路市
専門食料品小売業（菓子）	合同会社ドゥミール	根本 ルミ	福島県河沼郡湯川村
専門食料品小売業（菓子）	有限会社つつみ屋	小原 学	宮城県仙台市青葉区
専門食料品小売業（菓子）	有限会社松華堂	奥平 芳晴	愛知県豊田市
専門食料品小売業（その他（落花生））	有限会社ますだ	増田 京輔	千葉県八街市
総合食料品小売業	株式会社マスヤ	関根 厚	新潟県新潟市南区

#### 日本経済新聞社賞（6店）

業種	店舗名	代表者名	店舗所在地
専門食料品小売業（牛乳・菓子）	有限会社草河乳業	草河 伸一	三重県亀山市
専門食料品小売業（菓子）	Bonne Nouvelle	茂村 真弓	富山県射水市
専門食料品小売業（菓子）	株式会社sisty	竹内 香奈	東京都目黒区
専門食料品小売業（茶等）	茶 岡野園	岡野 初美	埼玉県さいたま市見沼区
専門食料品小売業（その他（コーヒー））	Goodman Coffee	三塚 健司	神奈川県藤沢市
専門食料品小売業（その他（梅干し））	株式会社バンブーカット	竹内 順平	東京都墨田区

#### 日本政策金融公庫総裁賞（6店）

※次ページに続く

業種	店舗名	代表者名	店舗所在地
専門食料品小売業（食肉）	有限会社えのもとミート	榎本 章	新潟県新発田市
専門食料品小売業（菓子）	パティスリーマルヤ	遠山 忍	新潟県村上市
専門食料品小売業（菓子）	HAPPYSUGAR	細野 智子	新潟県村上市

## 日本政策金融公庫総裁賞（6店）

※前ページより続く

業種	店舗名	代表者名	店舗所在地
専門食料品小売業（菓子）	信栄開発株式会社	曾根 晃	千葉県木更津市
専門食料品小売業（菓子）	株式会社明月堂	竹田 隼人	石川県小松市
専門食料品小売業（その他（海苔））	株式会社竹内海苔	濱野 純子	大阪府松原市

## （公財）食品等流通合理化促進機構会長賞（7店）

業種	店舗名	代表者名	店舗所在地
専門食料品小売業（酒）	株式会社信濃屋	奥原 賢一	長野県諏訪市
専門食料品小売業（牛乳）	かわだ商事株式会社	川田 泰弘	新潟県十日町市
専門食料品小売業（牛乳）	小岩井牛乳横浜ミルクセンター	北嶋 克悦	神奈川県横浜市青葉区
専門食料品小売業（パン）	ブレッドハウスマイケル	鈴木 音三	千葉県袖ヶ浦市
専門食料品小売業（菓子）	有限会社銘菓処みどりや	原 大治朗	岐阜県不破郡垂井町
専門食料品小売業（菓子）	株式会社小田屋	小田 心一	鹿児島県南さつま市
専門食料品小売業（その他（落花生、海苔、茶））	有限会社清本園	本吉 友季子	千葉県千葉市稲毛区

# 〈国土交通省〉物流の「2024年問題」に対応するための物流改正法の一部が4月1日から施行されます

## 1. 背景

昨年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和6年法律第23号）の施行期日を定める政令及びその施行に必要な規定の整備等を行う政令が、1月31日、閣議決定され同法の一部が4月1日から施行されます。

## 2. 概要

- (1) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令  
以下の事項に係る物流改正法の施行期日を令和7年4月1日とする。
  - ・ 荷主及び物流事業者に対する荷主等に対する努力義務 等【物効法】
  - ・ 実運送体制管理簿の作成、運送契約締結時の書面交付、軽トラック事業者における貨物軽自動車安全管理者の選任 等【貨物自動車運送事業法】
- (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
  - ・ 物効法施行令について、荷主に指導及び助言を行う荷主事業所管大臣の権限等を、地方支分部局の長に委任することとする。
  - ・ 物流改正法の施行に伴い、国土交通省組織令のうち物流・自動車局の所掌事務に関する整理を行うこととするほか、関係政令の規定の整備等を行うこととする。
- (3) 貨物自動車運送事業法施行令  
物流改正法の施行に伴い義務化される運送契約締結時の書面交付に関し、書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾に関する手続について定めることとする。

## 3. 詳細は、以下の国土交通省HPをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04\\_hh\\_000317.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000317.html)

# 〈農水省〉「2024年の農林水産物・食品の輸出実績」が取りまとめられ、2月4日に公表されました

- 2024年の農林水産物・食品の輸出額は、1兆5,073億円（対前年比+3.7%）となり、初めて1.5兆円を超えました。（2023年1-12月実績：1兆4,541億円）
- 輸出額の内訳は、以下のとおりです。
  - 農産物：9,818億円（対前年比+8.4%）
  - 林産物：667億円（対前年比+7.5%）
  - 水産物：3,609億円（対前年比▲7.5%）
  - 少額貨物：979億円（対前年比+1.9%）
- 輸出先国・地域は、1位がアメリカ（前年3位）、2位が香港（前年同）、3位が台湾（前年4位）となりました。

	金額	前年差	前年比
1-12月累計 (1-12月累計の少額貨物輸出額を含む)	15,073億円	+533億円	+3.7%
うち中国	1,681億円	▲689億円	▲29.1%
うち香港	2,210億円	▲155億円	▲6.6%
うち中国、香港以外	10,203億円	+1,358億円	+15.4%
うち少額貨物	979億円	+18億円	+1.9%

- 全体の状況（1-12月）
  - 中国及び香港向けが水産物の輸入規制の影響を受け、大きく減少しましたが、中国及び香港以外の国・地域向けが大きく増加した結果、対前年比+3.7%と昨年を上回りました。
  - 国・地域別の輸出額では、米国、台湾、韓国向けなどの輸出上位国が2桁%の伸びを記録するなど、多くの国・地域が対前年比プラスを記録しました。
  - 品目別の輸出額では、ソース混合調味料、緑茶、牛肉、米などが2桁%の伸びを記録した一方、水産物の多くが中国・香港による輸入規制の影響で対前年比マイナスとなりました。
  - 関係者からの聞き取りでは、日本食レストランの増加、インバウンドによる日本食人気の高まり等を背景とした好調な外食需要のほか、事業者の販路拡大の取組等の進展が輸出増加の主な要因でした。

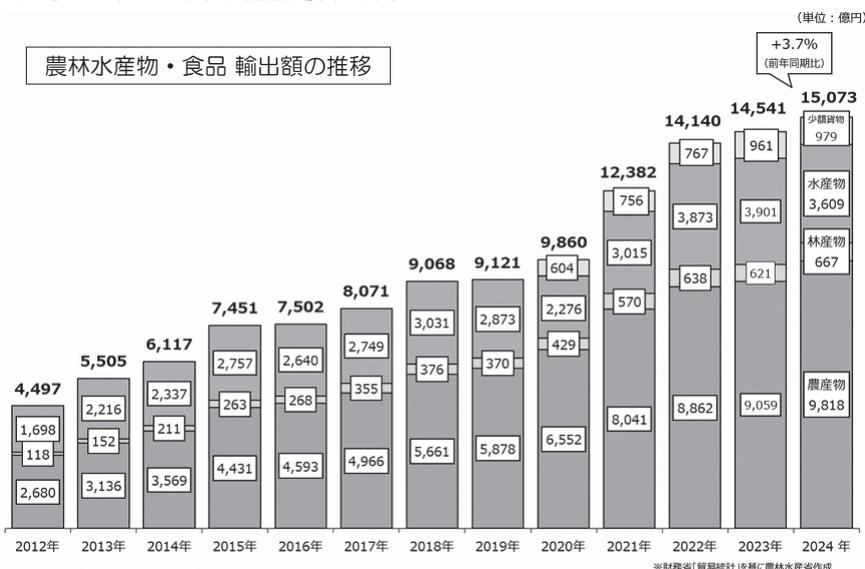
## 5. 個別品目や輸出先国の状況

### (1) 輸出額の増加（前年同期比）が大きい品目例と増加要因

- 緑茶：+72億円（+25%）：欧州等において、健康志向や日本食への関心の高まり等を背景に、ラテやスイーツ等の食品原料として、抹茶を含む粉末状茶を中心に需要が増加
- 米（援助米除く）：+26億円（+28%）：米国や香港等において、おにぎり屋や寿司店等の日本食レストランの増加等、外食向けを中心に需要が増加

### (2) 輸出額の増加（前年同期比）が大きい国・地域例と増加品目

- 米国：+367億円：ホタテ貝（生鮮等）、牛肉、日本酒
- 台湾：+171億円：りんご、ホタテ貝（生鮮等）、牛肉



- 詳細につきましては、以下の農林水産省HPをご覧ください。  
[https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu\\_kokusai/kikaku/250204.html](https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/kikaku/250204.html)

# 〈厚生労働省〉改正育児・介護休業法が 4月1日から段階的に施行されます

1. 昨年5月に改正された「育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法」が、令和7年4月1日から段階的に施行されます。

## 2. 改正の趣旨

男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、

- 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、
- 育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大や次世代育成支援対策の推進・強化、
- 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置が講じられました。

## 3. 改正の概要

(1) 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充

### 【育児・介護休業法】

- ① 3歳以上の小学校就学前の子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を講じ(※)、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、当該措置の個別の周知・意向確認を義務付ける。  
※始業時刻等の変更、テレワーク、短時間勤務、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与、その他働きながら子を養育しやすくするための措置のうち事業主が2つを選択
- ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象となる労働者の範囲を、小学校就学前の子(現行は3歳になるまでの子)を養育する労働者に拡大する。
- ③ 子の看護休暇を子の行事参加等の場合も取得可能とし、対象となる子の範囲を小学校3年生(現行は小学校就学前)まで拡大するとともに、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 3歳になるまでの子を養育する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。
- ⑤ 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前に、労働者の仕事と育児の両立に関する個別の意向の聴取・配慮を事業主に義務付ける。

(2) 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進・強化

### 【育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法】

- ① 育児休業の取得状況の公表義務の対象を、常時雇用する労働者数が300人超(現行1,000人超)の事業主に拡大する。
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定時に、育児休業の取得状況等に係る状況把握・値目標の設定を事業主に義務付ける。
- ③ 次世代育成支援対策推進法の有効期限(現行は令和7年3月31日まで)を令和17年3月31日まで、10年間延長する。

(3) 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等

### 【育児・介護休業法】

- ① 労働者が家族の介護に直面した旨を申し出た時に、両立支援制度等について個別の周知・意向確認を行うことを事業主に義務付ける。
- ② 労働者等への両立支援制度等に関する早期の情報提供や、雇用環境の整備(労働者への研修等)を事業主に義務付ける。
- ③ 介護休暇について、勤続6月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みを廃止する。
- ④ 家族を介護する労働者に関し事業主が講ずる措置(努力義務)の内容に、テレワークを追加する。

(4) 施行期日

令和7年4月1日(ただし、(2)の③は令和6年5月31日、(1)の①及び⑤は令和7年10月1日)

4. 詳細については、以下の厚生労働省のHPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001326112.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>

# 〈商工中金〉商工中金景況調査（2024年11月調査・定例分）の公表について

1. 商工中金は概ね四半期に一度、中小企業の景況感などの実態把握のため景況調査を実施しており、昨年12月25日に、2024年11月調査のうち毎回共通の質問項目（定例分）の結果について公表しました。  
 回答企業（製造業）987社のうち食料品分野は120社、回答企業（非製造業）1,210社のうち卸売分野は340社、小売分野は180社、飲食・宿泊分野は108社です。

2. ポイントは、以下のとおりです。

## 〈2024年11月の景況感〉

～11月の景況判断指数は2期連続で「好転」超～

11月の景況判断指数は52.9と昨年同月以来の「好転」超となりました。景況感を「不変」と回答する企業の割合は過去最高水準であり、小康状態にあることがうかがえます。

先行きは49.1と「悪化」超に転じる見通しです。中国の景気動向や米政権交代、物価上昇、人手不足などから、先行きに不透明感を感じる声が寄せられました。



注1) 景況判断指数の算出式

$$\text{景況判断指数} = \left( (\text{好転企業数} \times 1 + \text{不変企業数} \times 0.5 + \text{悪化企業数} \times 0) \div \text{当該設問への回答企業数} \right) \times 100$$

指数が50を上回ってれば調査対象企業群の景況判断が概ね1～3か月前と比べて好転したことを表し、50を下回ってれば景況判断が概ね1～3か月前と比べて悪化したことを表す。50が中立となる。  
 指数の範囲  $0.0 \leq \text{景況判断指数} \leq 100.0$

注2) 景況判断は、「今月（概ね1～3か月前と比べて）」につき3つの選択肢＝「1. 好転」「2. 不変」「3. 悪化」から選択。「先行き（向こう3か月程度の見通し）」についても同様。

## 〈2024年11月の業況判断〉

～【売上】製造業、非製造業ともに「増加」超～

売上は製造業、非製造業ともに「増加」超となりました。諸コストの価格転嫁が進捗する一方で、販売数量に与えるマイナス影響から適正価格の設定について悩む声も聞かれ、先行きにかけて「増加」超幅は縮小を見込んでいます。



3. 詳細については、以下の商工中金HPをご覧ください。

[https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr\\_241225\\_02.pdf](https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_241225_02.pdf)

## 編集後記

この季節に並ぶ雛あられを見るとつい買ってしまふ。雛人形はすいぶん長いことしまったままだが、雛あられを食べると何となく祝ったような気分になる。もともとは昔、女の子たちが野外で雛あそびをする際に、菱餅を砕いて作り持って行った携帯食だという。菱餅も雛あられも緑・白・ピンクの3色だが、これは雪の中から新芽がでて、桃の花が咲いている春の情景を表しているそうだ。新芽が芽吹いてよい年になることを願い、久しぶりに雛人形を出してみようと思う。(S)

編集集

食流機構

◆2025年3月号／通巻351号 ◆令和7年3月1日発行

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構

〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-4-5 第1東ビル 6F

☎ 03-5809-2175 ㊟ 03-5809-2183

✉ ofsi@ofsi.or.jp ㊚ https://www.ofsi.or.jp/

☐総務部 ☎ 03-5809-2175

☐業務部 ☎ 03-5809-2176

▼再生紙を使用しています。